

2006年4月から
保証料率が弾力化

中小企業の経営状況に応じたきめ細かい 保証料率設定で資金調達を応援します!!

このたび全国の保証協会で、保証料率を**中小企業の経営状況を踏まえた料率へ改正**することとなりました。

この料率弾力化によって、**経営状況が良好な企業には割安な保証料を、厳しい経営環境にある企業にも保証利用機会の拡大**を実現します。

2006年4月1日から、年0.5%から2.2%の範囲で9段階の料率体系となります

【9段階に弾力化後の保証料率(予定)】

カテゴリ	経営内容の指標(CRD)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率%	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

低 ← 経営内容の指標(CRD) → 高

平均

★平均の保証料率はカテゴリ⑤のとおり従来と変更ありません。
カテゴリ⑤を平均とし、経営内容の状況に応じ、料率が変動します。

【想定される具体例】

経営状況が良好な中小企業者には
割安な保証料で更なる成長を支援!

A社 (例: 0.5%)

B社 (例: 1.35%)

平均的な料率水準は変わりません

保証料率

C社 (例: 2.2%)

保証利用機会の拡大につながります

※保証のご利用にあたっては、保証協会の審査がございます。
ご希望に添えない場合もありますのでご了承下さい。

従来は、原則1.35%の一律料率

留意点

1 財務内容をCRDで総合的に評価

平成13年3月、経済産業省(中小企業庁)の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設されたデータベース「CRD」を利用します。CRDは、平成17年10月現在、210の金融機関等が会員となっており、約200万の中小企業データが蓄積されている中小企業に関する日本最大のデータベースです。

※匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

2 財務以外の要因も加味して料率決定されます

信用保証協会は、財務要因の評価だけではなく一定の定性要因(非財務要因)も加味して料率決定を行います。

【定性要因】

担保を提供した場合や、「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している法人、もしくは会計参与を設置している法人の方については、0.1%の割引を実施します。

3 保証料に関するご照会について

保証料を確認した上で保証申込みをしたいという場合や、金融機関が中小企業者に保証付融資を紹介する際、予め保証料も説明したいというご要望がある場合、信用保証協会では該当する保証料率の区分等、料率の目安をお知らせすることにより、資金調達計画をサポートします。

4 料率の弾力化対象外の保証もあります

原則として、全ての保証が経営状況を踏まえて弾力化されますが、例外としてセーフティネット保証などの特別な保証には、従来同様の料率が適用されます。売掛債権担保融資保証の料率も、一律0.85%で変わりません。